

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
1	12月12日	技術評価書 補足説明資料	32 22	技術評価書2.3.1(1)f.の表2.3-3で示されたコアサンプルの採取箇所を補足説明資料の4.1.6の表13に示すこと。	コアサンプルの採取箇所を補足説明資料の4.1.6の表13に追記する。 [補足説明資料 P.22]		
2	12月12日	技術評価書 補足説明資料	33 15	技術評価書2.3.1(2)現状保全 (P33) で、コンクリートの強度低下については定期的に屋内、屋外ともコンクリート表面のひび割れ、塗膜の劣化などの目視確認を行い、強度に支障をきたす可能性のあるような有意な欠陥がないことを確認したとしている。熱による強度低下について、目視確認の結果(補修の有無を含む)が熱に起因するものか関係性(可能性)を整理し補足説明資料に示すこと。目視確認では熱に起因すると判断されるひび割れを確認できない場合は、その旨を補足説明資料に示すこと。	目視点検では熱に起因すると考えられるひび割れ等の劣化が確認されていない旨を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P.15]		
3	12月12日	補足説明資料	5-10	補足説明資料の別紙5の添付6の表2について、RVサポート直下部近傍の温度実測を2023年8月28日～2023年9月6日の10日間とした理由を補足説明資料に示すこと。	プラント停止時は1次遮蔽壁の温度が低いため、プラント稼働時の温度実績を抽出することとし、至近の運転実績である第27回定期検査総合負荷性能検査の合格日(2023年8月28日)を起点とし、本記録取得時点(2023年9月6日)までとしている。本内容を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 別紙5 P.5-10]		
4	12月12日	技術評価書 補足説明資料	33 16	技術評価書2.3.1(2)現状保全 (P33) で、コンクリートの強度低下については定期的に屋内、屋外ともコンクリート表面のひび割れ、塗膜の劣化などの目視確認を行い、強度に支障をきたす可能性のあるような有意な欠陥がないことを確認したとしている。放射線による強度低下について、目視確認の結果(補修の有無を含む)が放射線に起因するものか関係性(可能性)を整理し補足説明資料に示すこと。目視確認では放射線に起因すると判断されるひび割れを確認できない場合は、その旨を補足説明資料に示すこと。	目視点検では放射線照射に起因すると考えられるひび割れ等の劣化が確認されていない旨を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P.16]		
5	12月12日	技術評価書 補足説明資料	30 20	技術評価書2.3.1(1)d.②の表2.3-2で、48年目における気中帯の塩化物イオン量が $3.55\text{kg}/\text{m}^3$ と示されている。40年目の技術評価書における気中帯の塩化物イオン量は $1.24\text{kg}/\text{m}^3$ であったが、この10年で倍以上に増加した理由(考えられる理由)を補足説明資料に示すこと。 また、30、40、50年目の評価における推移を含めて考察し補足説明資料に示すこと。			
6	12月12日	技術評価書 補足説明資料	30 20	技術評価書2.3.1(1)d.②の表2.3-2で、48年目における気中帯の塩化物イオン量が $3.55\text{kg}/\text{m}^3$ と示されている。鉄筋の腐食限界($1.2\sim 2.5\text{kg}/\text{m}^3$)を上回っていると考えられるが、関西電力は高浜1号炉のコンクリート構造物における鉄筋の腐食限界をどのように考えているのか、また、その理由を補足説明資料に示すこと。 鉄筋の腐食限界を超えていると考える場合は、鉄筋の腐食に対する保守管理の考えについて補足説明資料に示すこと。	補足説明資料の別紙17を追加し記載する。 [補足説明資料 別紙17]		
7	12月12日	補足説明資料	12-5	補足説明資料の別紙12の図12-1における海中帯(No.2コアのデータ)について、グラフ縦軸のY切片(0.6%程度)と C_0 の値(0.439%)が異なる理由を調査し、補足説明資料の記載を適切に修正すること。	グラフに誤りがあったため、当該補足説明資料を修正する。 [補足説明資料 別紙12 P.12-5]		

高浜1号炉 高経年化技術評価に係る審査コメント反映整理表(コンクリート)

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
8	12月12日	技術評価書 補足説明資料	12.16 14-1	技術評価書表2.1-1の粗骨材及び細骨材について、2.2.3(1)aで1985年にモルタルバー法（ASTM C227）によるアルカリ骨材反応の反応性試験を実施したとしている。新規規制基準後に設置したコンクリート構造物のコンクリートの骨材に対する反応性試験の結果を補足説明資料に示すこと。	新規規制基準後に設置したコンクリート構造物のコンクリートの骨材に対する反応性試験の結果を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 別紙14 P.14-1,14-2]		
9	12月12日	補足説明資料	15-1	補足説明資料の別紙15で記載されたアルカリ骨材反応に関する潜在膨張性の評価について、原子炉補助建屋の外壁を選定した理由を補足説明資料に示すこと。	原子炉補助建屋の外壁を選定した理由を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 別紙15 P.15-1]		
10	12月12日	高経年化技術評 で追加する評価 に係る技術評価 書	20	コンクリートの強度低下（塩分浸透）で、「相違の主な理由」の中に、非常用海水路を削除した理由を詳細に説明すること。	非常用海水路および取水構造物は海水取水を行うための一連の地中構造物である。 また、非常用海水路は満水状態で常時海水と接触しており、塩分浸透の影響を受けるため、取水構造物（海中帯）と同等の環境下にある。 以上より、非常用海水路は取水構造物に含め、技術評価を行ったものである。		
11	12月12日	高経年化技術評 で追加する評価 に係る技術 評価書	20	コンクリートの遮へい能力低下で、「相違の主な理由」の中に、評価対象部位を変えた理由を詳細に明記すること。	評価対象を変更したのは、炉心領域とRVサポート直下の熱評価結果が、PLM40とPLM50で逆転したためである。評価の変更点については補足説明資料の別紙18を追加し記載する。 [補足説明資料 別紙18]		
12	12月12日	高経年化技術評 で追加する評価 に係る技術評価 書	20	コンクリートの遮へい能力低下で、「40年目評価」の中に、誤記（湿度分布解析）があるので訂正すること（湿度→温度） また他に誤記等がないか確認すること。	当該誤記について、補正申請にて修正する。 その他についても確認を行い、補正申請にて合わせて修正する。		
13	12月12日	技術評価書	8	取水構造物（浸水防止蓋）の運転開始後経過年数が、PLM40のときから変わらず0年としている理由を説明すること。	PLM40では、運転延長審査ガイドに基づき、工事計画の認可をもって技術基準に適合していると判断されたものであり、まだ供用開始前であったことから0年としていた。PLM50では本格運転再開日から起算を行った結果、PLM40から変わらず0年となったものである。		
14	12月12日	技術評価書	28	取水構造物（気中帯）の設計最小かぶり厚さが8.75cmとあるが、高浜3号の評価書P31には取水構造物（1・2号炉）（気中帯）は8.5cmと記載されている。正しい値を示すこと。	最小かぶり厚さは、1号炉：8.75cm、2号炉：8.5cmである。 高浜1号炉の評価書では8.75cmを採用しているのに対し、高浜3号炉の評価書では共用設備として安全側の評価になるように小さい値である2号炉の最小かぶり厚さを採用している。		
15	12月12日	補足説明資料	5-10	温度実測の位置を図面等で示すこと。	補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 別紙5 P.5-10]		
16	1月18日	概要説明資料	26	アルカリ骨材反応の遅延膨張性の潜在性について説明すること。			
17	1月18日	概要説明資料	26	中性化深さおよび塩分浸透の30、40、50年目における結果を比較し、その考察について説明すること。			